Ⅱ. 地域公共交通確保維持改善事業の概要

国土交通省

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

平成31年度予算額 220億円
（対前年度比 1．05）

地域公共交通確保維持事業
（地域の特性に応じた生活交通の確保維持）

＜支援の内容＞

○ 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。

○ 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。

○ 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。

地域公共交通バリア解消促進等事業
（快適で安全な公共交通の構築）

＜支援の内容＞

○ ノンステップバス、福祉タクシーの導入、
鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備、ホームドアの設置 等

○ 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

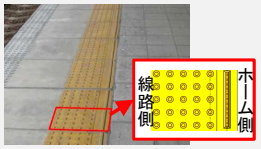

地域公共交通調査等事業
（地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し）

＜支援の内容＞

○ 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査

○ 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価

○ 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数の市町村を構成員に含む協議会が主体となった協働による取組に対し、地域公共交通網形成計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し（地域公共交通協働トライアル推進事業）

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通再編実施計画等に基づく事業（地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等）について、まちづくり支援とも連携し、特例措置により支援

被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業
（【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援）

平成31年度予算額 9億円
（東日本大震災復興特別会計：復興庁一括計上分）

＜支援の内容＞

○ 被災地の幹線バスの運行

○ 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

1.地域公共交通確保維持事業　(1) 陸上交通：地域間幹線系統補助

国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

○ **補助対象事業者**
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ **補助対象経費**
予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額

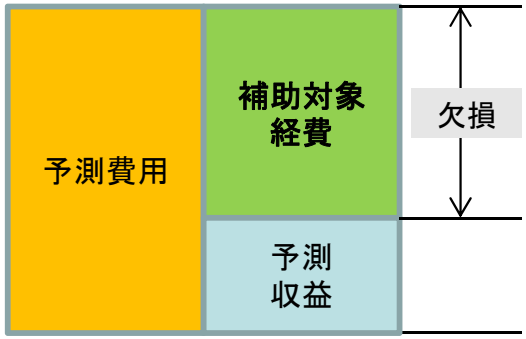

＜補助対象経費算定方法＞
予測費用
（事業者のキロ当たり経常費用見込額
×系統毎の実車走行キロ）
－
予測収益
（系統毎のキロ当たり経常収益見込額
×系統毎の実車走行キロ）

○ **補助率**
1／2

○ **主な補助要件**
・複数市町村にまたがる系統であること
（平成13年3月31日時点で判定）
・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
・輸送量が15人～150人／日と見込まれること

※ 1日の運行回数3回（朝、昼、夕）以上であって、1回当たりの輸送量5人以上（乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数）
※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和（一定期間）

・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ

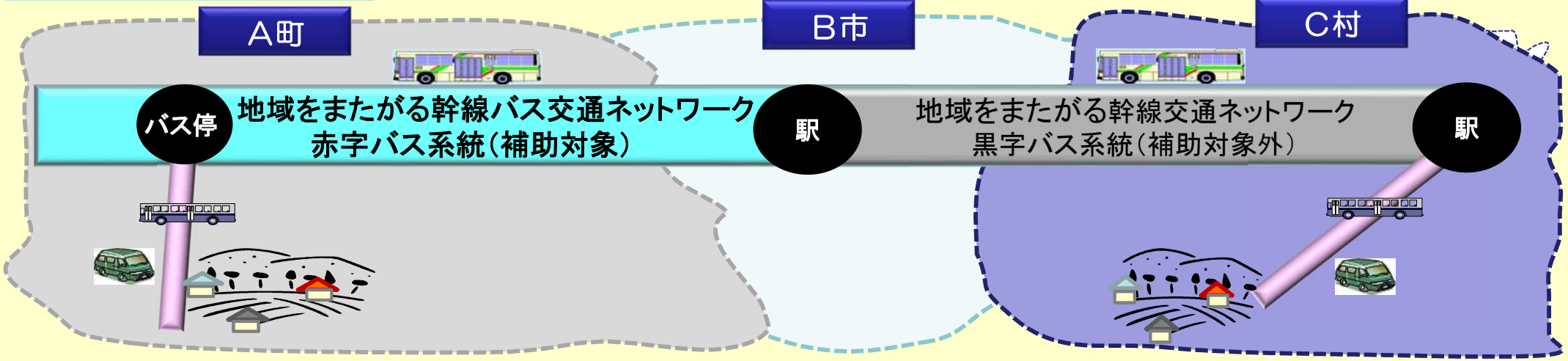

1.地域公共交通確保維持事業　(1) 陸上交通：地域内フィーダー系統補助

国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

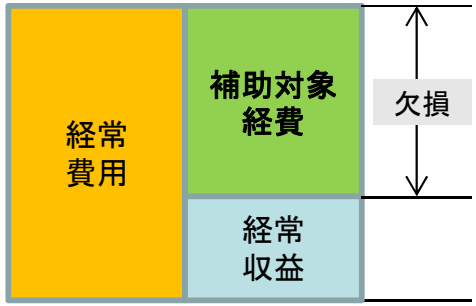

＜補助対象経費算定方法＞

経常費用
（事業者のキロ当たり経常費用
×系統毎の実車走行キロの実績）
－
経常収益
（系統毎の運送収入、運送雑収
及び営業外収益の実績）

○ 補助率

1／2

○ 主な補助要件

・補助対象地域間バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
・乗車人員が2人／1回以上であること（定時定路線型の場合に限る。）
・経常収益が経常費用に達していないこと

補助対象系統のイメージ

(1)補助対象地域間幹線バス系統への接続

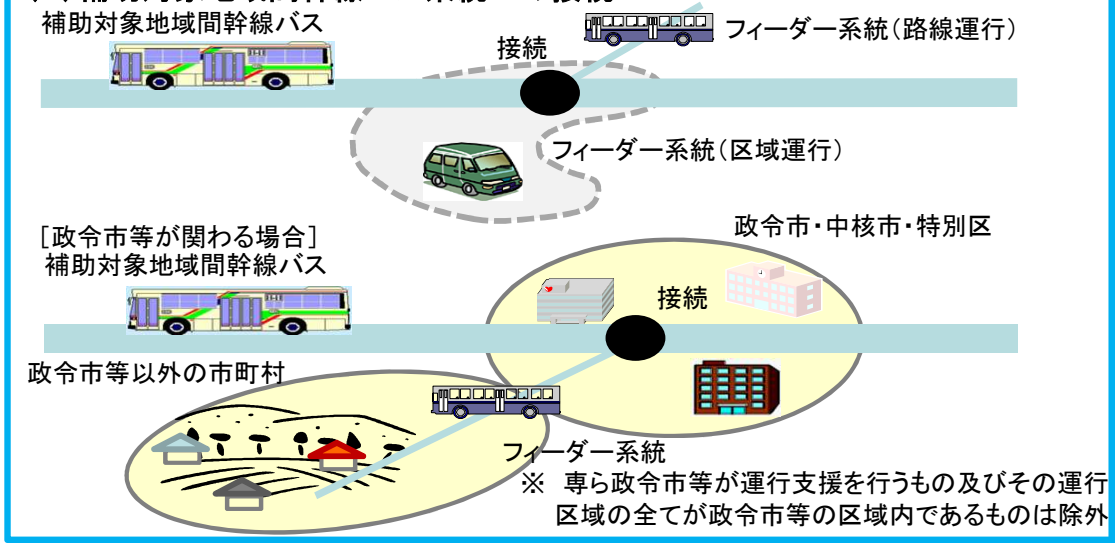

※　専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

(2)交通不便地域

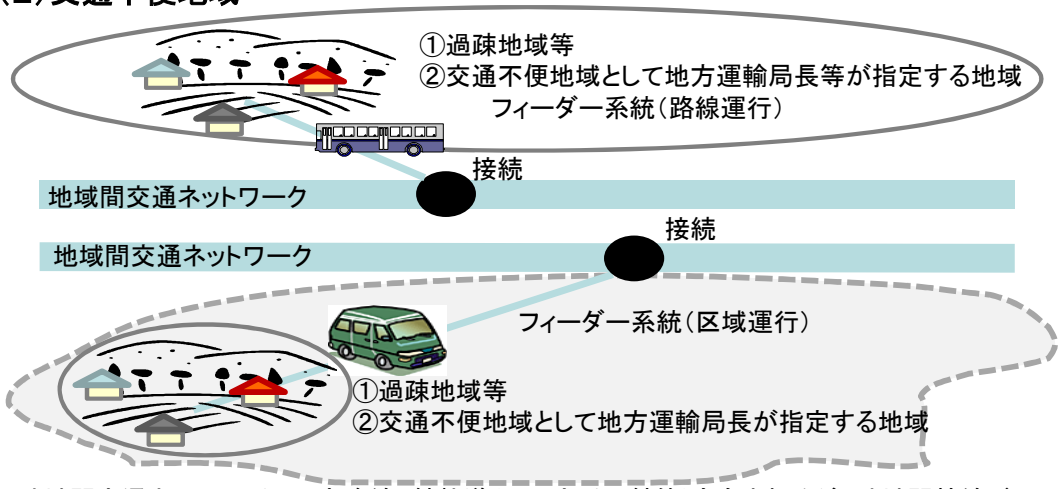

＊地域間交通ネットワーク：黒字路線、鉄軌道（JR、大手民鉄等）も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性（複数市町村間、運行頻度）が必要

1.地域公共交通確保維持事業　(1) 陸上交通：車両購入に係る補助

国土交通省

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統 ：一般乗合旅客自動車運送事業者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

フィーダー系統：一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び
当該購入に係る金融費用の合計額
（地域公共交通再編実施計画に位置付けられた系統については、車両購入費の一括補助も可）

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

※補助対象経費の限度額
① ノンステップ型車両 ：1,500万円
② ワンステップ型車両：1,300万円
③ 小型車両 ：1,200万円
④ 都市間連絡用車両：1,500万円

○ 補助率

1／2

○ 主な補助要件

・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
①ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）
②ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）
③小型車両（①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）
・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（座席ベルト、ABS等の設置）に適合した定員11人以上の車両

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法（残存価額×0.4）を用いて5年間で償却する場合＞

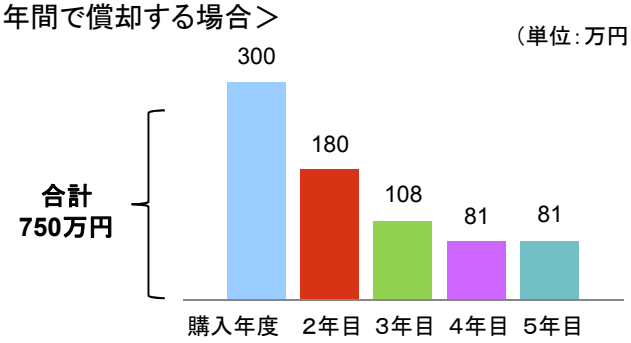

車両購入に係る
減価償却費・金融費用を
5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、
年2.5%が上限

公有民営補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合＞

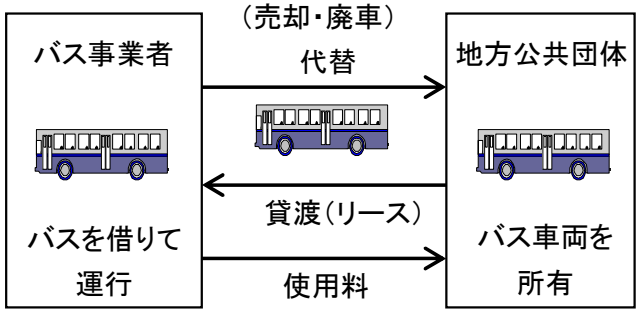

協議会で、
老朽車両の代替を含む
「収支改善計画」を策定

2年間で均等に分割して交付
1年目　375万円
2年目　375万円

1.地域公共交通確保維持事業　(2) 離島航路：離島航路運営費等補助

国土交通省

離島航路は、離島に暮らす住民にとって、日常生活における移動や生活必需品等の輸送のために不可欠の交通手段であり、その確保・維持に係る地域の取組みを支援。

離島航路運営費等補助

制度概要

・補助対象は唯一かつ赤字の航路

・事前算定方式による内定制度

・補助対象経費の算出は効率的な運営を行った際の標準収支見込により求める標準化方式を採用

・欠損見込額全体に対する補助充足率は1／2

・補助対象期間は10月から9月の1年間

※補助対象航路　120航路108事業者（H29年度）

補助対象航路の主な基準

① 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。

② 本土と①の地域又は①の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、以下のいずれかに該当すること。

イ） 他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。

ロ） 同一離島に複数航路が存在する場合、同一離島について起点港を異にし、終点が同一市町村にない航路であり、協議会で決定された航路であること。

③ 陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。

④ 関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。

⑤ 航路経営により生じる欠損見込が明らかにやむを得ないと認められること。

離島住民運賃割引補助

制度概要

・当該地域の地方バス等の運賃水準までを引き下げ限度幅とし、地域（自治体等）による負担等を勘案して、協議会において運賃水準を決定

・運営費補助の中で、協議会で決定された運賃引き下げ額の1／2を含め、国が補助

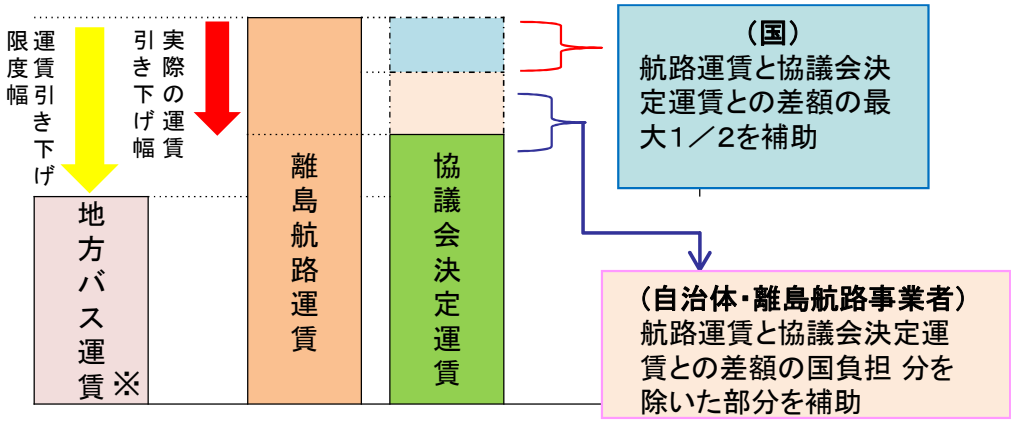

1.地域公共交通確保維持事業　(2) 離島航路:離島航路構造改革補助

国土交通省

離島航路の維持・改善のため、協議会において当該航路の経営診断等で問題点や課題を把握した上で、将来の欠損増大・経営破綻を回避するための改革の取組みを支援

構造改革補助のスキーム

協議会 → 補助　100%［調査事業（航路診断・経営診断） → 航路改善計画］ → ①　船舶の公設民営化　対象:地方公共団体　→　代替建造・買取　又は　②　効率化船舶の建造　対象:航路事業者　→　代替建造

①　船舶の公設民営化

制度概要

・民間、3セクの航路事業者に対して貸し渡すため船舶を保有する地方公共団体に対して支援

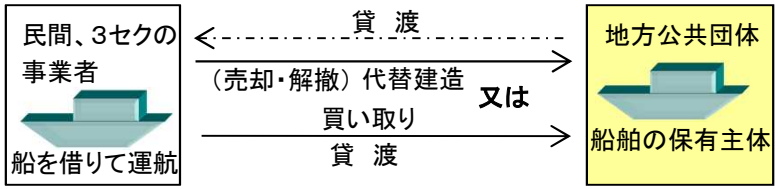

30%（補 助）	70%（過疎債又は辺地債の活用が可能であり、過疎債は70%、辺地債は80%の充当が可能。）

公設民営化の補助要件

（以下のいずれかに該当する船舶）

・離島航路事業者に代わり、地方公共団体が代替建造する船舶
・離島航路に就航する船舶のうち、地方公共団体が買取を行うもの

②　効率化船舶の建造

制度概要

・省エネルギー設備機器を要する船舶等効率化船舶へ代替建造する航路事業者に対して支援

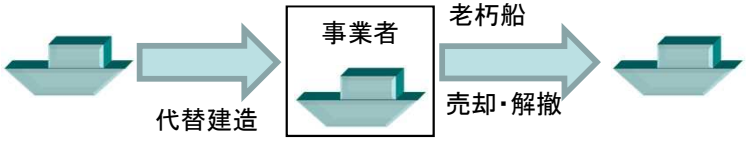

10%（補助）	90%（(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度の活用が可能。同機構の負担部分は、事業者が共有期間を通じて毎月、船舶使用料として支払う。）

効率化船舶の補助要件

（以下のいずれかに該当する船舶）

・省エネルギー設備機器※を要する船舶
・既存船舶のトン数を10%以上小型化した船舶
・離島航路事業者が共同で利用する予備船舶

※　省エネルギー設備機器:ターボチャージャー、推進効率改善に寄与するプロペラ設備、特殊舵、バルバスバウキャップ、燃料改質器